

「国際社会からみた日本における表現の自由と報道の自由」

英エセックス大学人権センターフェロー・藤田早苗先生

今回のセミナーの冒頭、藤田先生は、日本は言葉の壁によって「守られている」。世界は日本語で発信されている情報を知らないし、逆に日本は世界で日本がいかに関わられているかも知らない、と指摘されました。今回、藤田先生が来日されたのは、2015年12月に国連の人権理事会から任命された「表現の自由」に関する特別報告者であるデービッド・ケイ氏の調査が、日本政府によって訪日が直前にキャンセルされたことを受けての来日でした。

2013年に強行採決された特定秘密保護法以来、藤田先生は、日本における表現の自由や報道の自由が侵害されようとしていることを懸念し始め、国際人権法の発展の歴史を踏まえ現在の日本における表現の自由の侵害を厳しく批判されました。

第二次世界大戦後直後の1946年、国連総会では「情報の自由は基本的な人権であり、国連が関与するすべての自由の試金石である」との決議59(1)を採択しました。1948年採択された世界人権宣言19条にも「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」表現の自由への権利が「人権」として定義されています。ところが、2013年の特定秘密保護法が多く批判にさらされ、そして国連人権高等弁務官からも慎重な審議を促されていたにもかかわらず、日本政府は、わたしたちの自由の試金石である情報にアクセスする自由や報道の自由を制限する本法を成立させてしまったのです。

藤田先生はセミナーのなかで、2013年当時の国連と区別報告者であるフランク・ラ・ルーさんからのメッセージを紹介されました。そこでラ・ルーさんは、「公の情報は公共財だと認識すべきです。公の情報は市民に属するのです。[...]このことが秘密保護を、人々の利益に対立するもので、民主主義にも対立するもの、つまり本質的に反民主主義だと私たちが強く主張する所以です」と述べています。

今回の藤田先生のセミナーでは、表現の自由が試金石だという個人の人権と自由は、第二次世界大戦後の国家権力の突出や全体主義を反省するなかで生まれてきたことがはっきりと示されました。国連の人権条約の「選択議定書」にある個人通報制度を日本政府は締結していません。今後、表現の自由と民主主義の成熟度が密接に関連していることを指摘されたセミナーは、報道の自由度ランキングがいまや61位となり（過去の最高位は11位）、「国境なき記者団」からは、報道の自由の問題になる社会と見られ始めた、日本の政治を考えるうえで、重要な示唆を与えてくれました。